

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	建築基準法施行細則 (昭和48年規則第9号)
根拠条項	第20条第1項
許認可等の種類	建築物等の許可内容等の変更
法令の定め	法令の規定による許可、認定又は認可(建築基準法第3条第1項第4号の規定による認定、第86条第1項若しくは第2項又は第86条の2第1項の規定による認定を除く)を受けた建築物の建築等の内容の変更承認。
審査基準	建築物等の利用形態等により一律の基準設定は、困難である。
標準処理期間	総期間 設定しない 日 経由機関 日 (市町村・(総合)振興局 ) 協議機関 日 ( ) 処分機関 日 (建築指導課・(総合)振興局 )
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号: 011-204-5578)
申請先等	市町村建築所管課
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号: 011-204-5578)
備考	